

令和 6 年 9 月 3 0 日 (金)
午前 1 0 時 ~
区役所 8 階 特別会議室

第 3 回 足立区パラスポーツ推進協議会 次第

1 前回協議事項の確認

アクションプランの「目指す将来の姿（目標）」の設定

資料 2（2 ページ）

2 アクションプランの「推進体制と役割」の設定

（1）事務局案の提示

資料 2（4 ページ）

【参考】第 2 回パラスポーツ推進協議会 各委員の発言まとめ

資料 3

3 「施策体系」の設定と意見交換

（1）アクションプランの「施策体系」の事務局案について

資料 2（9 ページ）

（2）意見交換

4 「各施策と重点施策」の設定と意見交換【協議会 協議事項】

（1）アクションプランの「各施策と重点施策」の事務局案について

資料 2（10 ページ）

（2）意見交換

5 次回日程について

足立区パラスポーツ推進協議会 委員名簿（令和6年4月1日）

資料1

	区分	氏名	所属・役職
1	学識委員	盆子原 秀 三	SBC東京医療大学 教授
2		藤 後 悦 子	東京未来大学 教授
3		植 松 隼 人	サインフットボールしながわ スクール代表
4		安 岡 由 恵	公益財団法人日本パラスポーツ協会 国際部ムーブメント推進課長
5	関係団体 (五十音順)	飯ヶ谷 美 恵	総合型地域クラブ興本倶楽部 クラブマネジャー
6		鵜 沢 勝	ADISC 代表
7		加 藤 仁 志	足立区ろう者協会 会長
8		蔵 津 あけみ	足立区肢体不自由児者父母の会 会長
9		桑 原 芳 枝	足立区精神障害者家族会連合会あしなみ会 副会長
10		小金井 寛	総合型地域クラブKITクラブ21 会長
11		齋 藤 安 江	NPO法人つばさの会 理事長
12		佐 藤 奈 緒	足立区手をつなぐ親の会 会長
13		鈴 木 常 義	東京都立足立特別支援学校 校長
14		照 井 智 幸	社会福祉法人あいのわ福祉会神明障がい福祉施設 総合施設長
15		戸 部 明 男	足立区視力障害者福祉協会 会長
16		中 島 進	社会福祉法人あだちの里西伊興ひまわり園 施設長
17		中 村 一 昭	東京ヴェルディ株式会社 普及コーチ
18		中 山 小夜子	公益財団法人足立区スポーツ協会 副会長
19		西 方 雅 良	総合型地域クラブNACKクラブ クラブマネジャー
20		羽 住 敏 久	足立区スポーツ推進委員会 会長
21		原 則 子	足立区視力障害者福祉協会 卓球クラブ(サウンドテーブルテニス)部長
22		永 島 崇 子	東京都立花畑学園 校長
23		森 澤 美 穂	足立区精神障がい者自立支援センター センター長
24	区職員	依 田 保	地域のちから推進部長
25		千ヶ崎 嘉 彦	福祉部長
26		馬 場 優 子	衛生部長



足立区パラスポーツアクションプラン (案)

足立区 地域のちから推進部
生涯学習支援室 スポーツ振興課
【令和6年8月作成】

目次（案）

第1章 アクションプランの考え方

- 1 位置づけ . . . 1
- 2 パラスポーツの定義 . . . 2
- 3 目指す将来の姿 . . . 2
- 4 計画期間 . . . 3
- 5 進捗管理と見直し . . . 3
- 6 推進体制【協議会 協議事項】 . . . 4

第2章 現状と課題

- 1 これまでと現在の取り組み . . . 7
- 2 課題と要因 . . . 8

第3章 施策展開

- 1 施策体系 . . . 9
- 2 各施策【協議会 協議事項】 . . 10
- 3 各事業詳細【協議会 協議事項】 . . 14

第4章 資料編

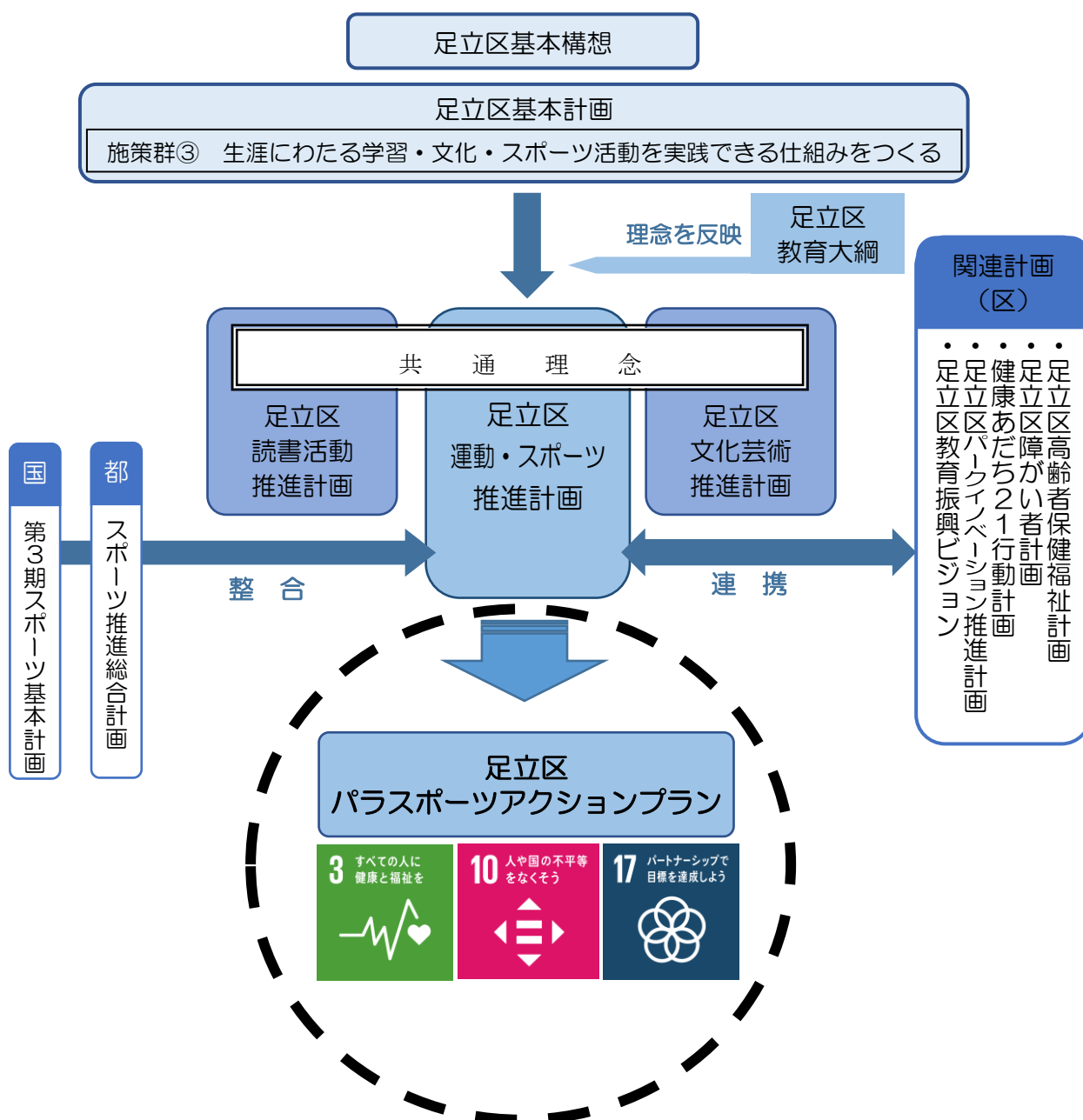
- 1 関係法令 . .
- 2 関連する国の動向 . .
- 3 区のスポーツ施設 . .
- 4 アクションプラン策定の経緯 . .
- 5 アクションプラン策定に向けての調査事項 . .
- 6 用語解説 . .

第1章 アクションプランの考え方

1 位置づけ

「足立区パラスポーツアクションプラン」は、区の最上位計画である「足立区基本構想」「足立区基本計画」を踏まえ、「足立区運動・スポーツ推進計画」と一体的に取り組んでいきます。

「足立区パラスポーツアクションプラン」は、「足立区基本計画」に示したSDGs 17の目標のうち「3 すべての人に健康と福祉を」「10 人や国の不平等をなくそう」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」の達成に寄与します。



第1章 アクションプランの考え方

2 パラスポーツの定義

本アクションプランでは、パラスポーツを下記のとおり定義します。

- (1) 一般のスポーツをベースに障がいの種類や程度に応じてルール等を工夫しているスポーツ
 - (2) 障がいのある人のために考案されたスポーツ
 - (3) 障がいの有無に関わらず共に楽しめるスポーツ
(障がいのある人もない人も共に実践して楽しめるスポーツとして発展していく可能性を秘めているスポーツ)
- (出典：公益財団法人日本パラスポーツ協会「2030年ビジョン」)

【参考】

競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含まれており、正に「文化としての身体活動」を意味する広い概念である。(出典：文部科学省 第3期スポーツ基本計画)

3 目指す将来の姿

パラスポーツアクションの実践により、以下の目標が達成されている共生社会の実現をめざします。

- (1) 誰もがパラスポーツを楽しんでいる。
- (2) パラスポーツを行う場が整っている。
- (3) パラスポーツを支援する人材が確保されている。
- (4) 様々な主体が連携し、パラスポーツ活動を推進している。
- (5) パラスポーツの普及を通じて障がいのある方への理解が広がっている。

第1章 アクションプランの考え方

4 計画期間

上位計画である足立運動・スポーツ推進計画の計画期間に合わせて、令和7年度から令和8年度の2年間を計画期間として、障がいのある方の運動・スポーツ活動の推進に取り組んでいきます。

	5	6	7	8	9
足立区基本構想 ※30年後を見据えて策定					
足立区基本計画					
足立区文化芸術推進計画					
足立区読書活動推進計画					
足立区運動・スポーツ推進計画					
足立区パラスポーツアクションプラン					

5 進捗管理と見直し

(1) 進捗管理

区、スポーツ関係団体、福祉事業者等が年に1回活動状況を報告し合い、パラスポーツ推進協議会で本プランの進捗管理を行います。

(2) 見直し

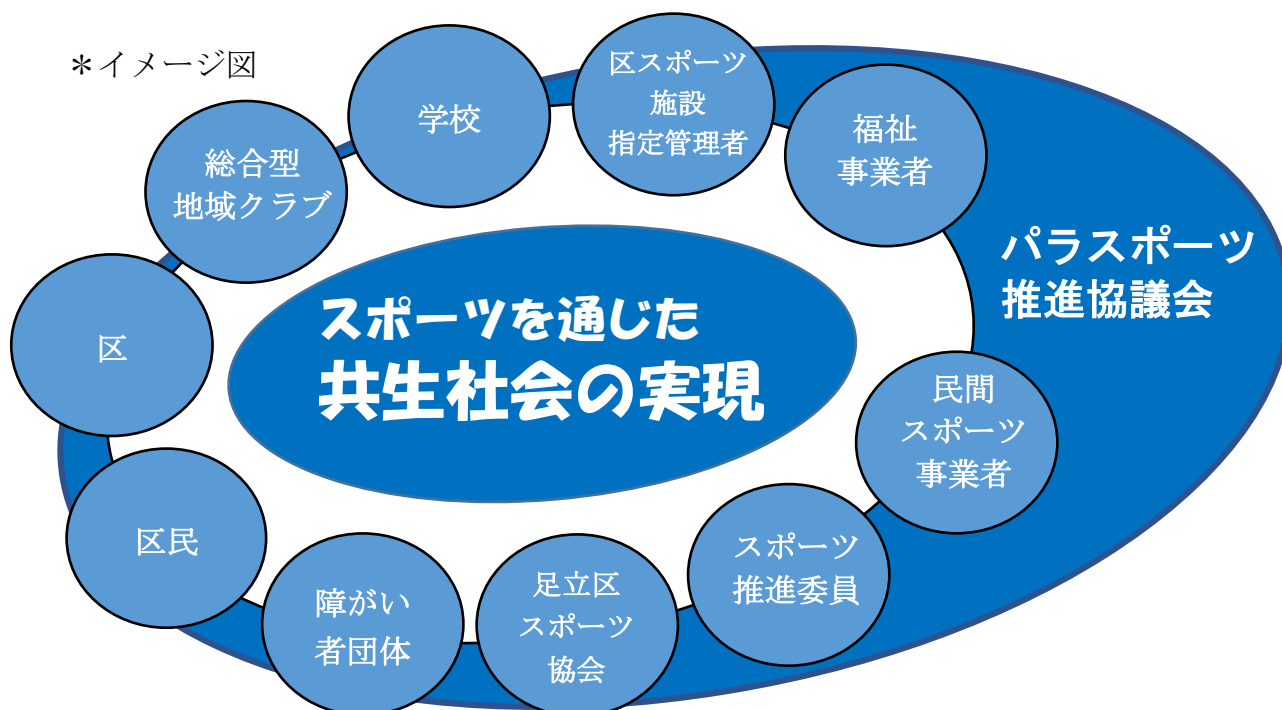
令和8年度に「足立区運動・スポーツ推進計画」の見直しを行うため、本アクションプランも同年に見直します。

令和8年度以降については、上位計画である「足立区運動・スポーツ推進計画」の見直しに合わせて、4年に1度「事業内容」「重点事業」「目標値」などの施策の見直しを行います。

第1章 アクションプランの考え方

6 推進体制

アクションプランの推進にあたっては、障がい特性に応じた運動・スポーツとのかかわりを踏まえつつ、スポーツ関係団体等を中心として、学校、民間団体・事業者等が当事者意識をもって各々の役割を担うことで、協働・協創による取組みを進めていく必要があります。各主体の各々の役割は以下のとおりです。



パラスポーツ推進協議会

ア 障がい福祉分野の方や地域の運動・スポーツを支える団体の方、障がい当事者、学識経験者などが専門的知識を持ち寄り、障がいのある方が運動・スポーツをより楽しめる方策を協議し、アクションプランの目指す将来の姿の実現に向けて施策を推進

区

ア 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、運動・スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことのできる機会の提供

イ 運動・スポーツに取り組める場づくり、運動・スポーツをささえる人材の育成

ウ パラスポーツ推進協議会の運営を通し、パラスポーツ活動の体制を構築・推進

第1章 アクションプランの考え方

区民

- ア 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、運動・スポーツを楽しむ中で、障がい者に対する理解を深め、共生社会の実現に寄与

【参考】

障害者基本法第8条では、国民の責務として、国民は、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない旨定めている。（内閣府：平成29年版 障害者白書より）

【第3回 協議事項】

以下の各主体の役割について、「第2回推進協議会の委員の皆様の発言」より、事務局案を作成しました。

公益財団法人足立区スポーツ協会

- ア 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、様々な方が幅広くスポーツに取り組む機会を得られるよう加盟団体への普及啓発

スポーツ推進委員（案）

- ア 様々なパラスポーツの競技内容を理解し体験会等を実施
- イ 初級パラスポーツ指導員資格を取得し、障がい児・者スポーツの活動支援

統合型地域クラブ（案）

- ア パラスポーツの普及啓発のためパラスポーツを実施する機会づくり
- イ 障がいのある方及びパラスポーツの理解を深め、障がいのある方が一緒にスポーツを楽しめる機会の提供

学校（案）

- ア 障がいのある方への理解が広がるよう、地域住民等と交流する機会づくり
- イ 障がいのある方が楽しめるスポーツの情報を保護者等への発信

指定管理者・民間スポーツ事業者（案）

- ア 障がいのある方がスポーツをできる場の提供
- イ 活動により得た知見を各主体に提供し、障がいのある方がスポーツに取り組むための指導員育成

第1章 アクションプランの考え方

福祉事業者（案）

- ア 障がいのある方への理解が広がるよう、各主体との交流や連携できるような機会づくり
- イ 他の主体から得たスポーツに関する情報を障がい者の家族等へ発信

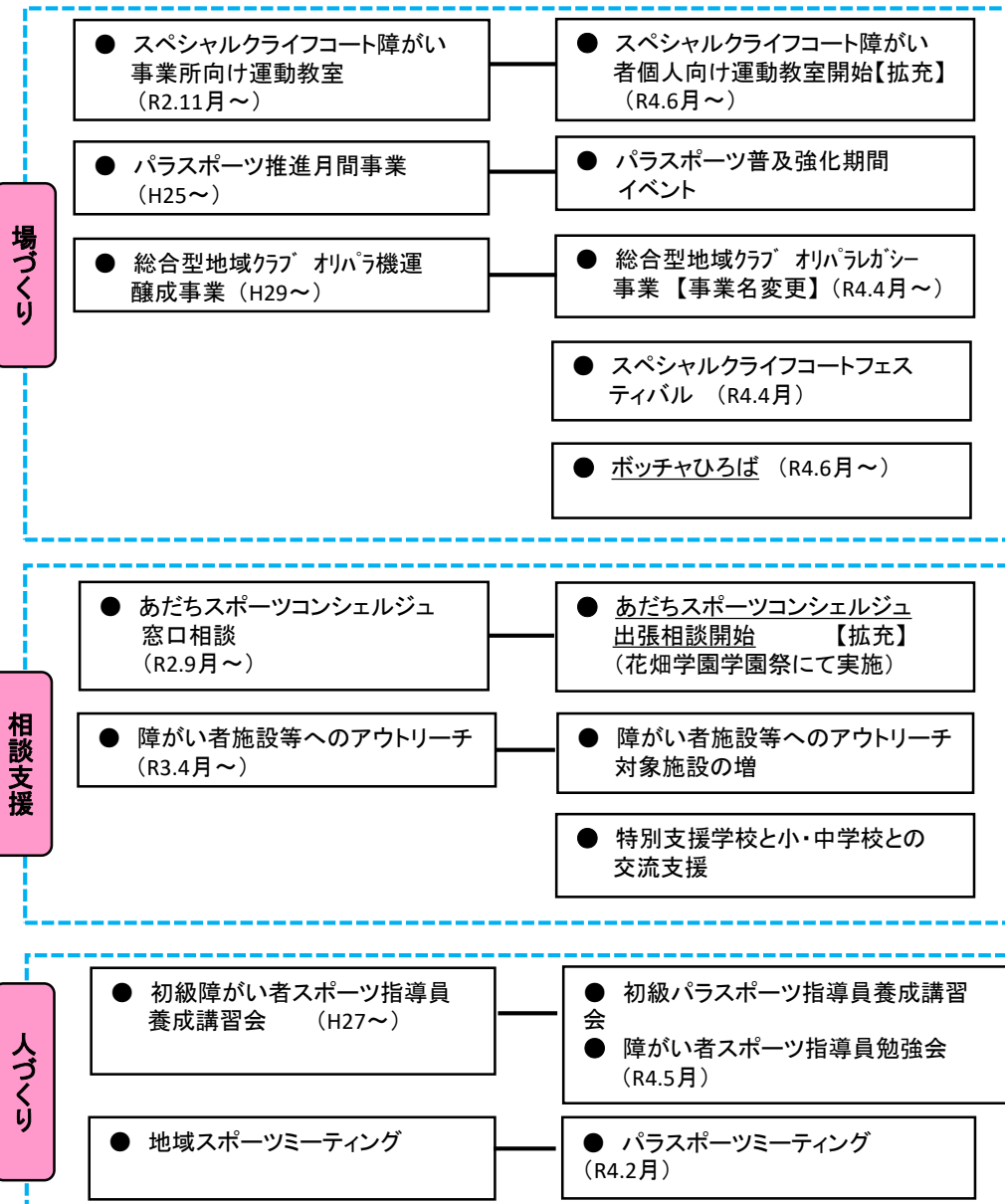
障がい者団体(案)

- ア 障がいのある方への理解が広がるよう、障がいに関する情報を他の主体と共有
- イ 他の主体から得たスポーツに関する情報を会員等へ発信

第2章 現状と課題

1 これまでと現在の取り組み

【令和4年度まで】



【令和5年度】

I パラスポーツの「場」や「機会」の創出

- **障がい者のスポーツ体験・教室・イベント** 【拡充】
 - ＜ボッチャひろば・ライフフル教室 年14回実施＞
 - ＜スペシャルライフコート障がい事業所向け運動教室 年24回実施＞
 - ＜スペシャルライフコート障がい者向け運動教室 年20回実施＞
 - ＜スペシャルライフコートフェスティバル 年1回実施＞
- 障がい者施設等へのアウトリーチ(出前スポーツ体験)
- **受け皿となる民間スポーツ事業所の情報収集** 【新規】

II パラスポーツの支援制度の充実

- **障がい者スポーツ活動助成制度** 【新規】
 - ＜助成金支給 年300件対応＞
- あだちスポーツコンシェルジュ
 - ＜窓口相談 年60件＞

III スポーツを通じた障がい者理解の推進

- **学校訪問型パラスポーツ体験事業** 【新規】
 - ＜年70回実施＞
- 区内特別支援学校と小・中学校との交流支援
 - ＜施設や物品の貸出・人材の紹介＞
- パラスポーツ普及事業
 - ＜イベントでのPR活動＞
 - ＜パラスポーツ推進月間事業＞
 - ＜総合型地域クラブオリパラレガシー事業＞
- パラスポーツ指導員・ボランティアの育成
 - ＜初級パラスポーツ指導員講習会 年1回実施＞
 - ＜パラスポーツ指導員勉強会 年1回実施＞

IV パラスポーツの推進体制の構築

- **パラスポーツアクションプランの策定着手** 【新規】
- **パラスポーツ推進協議会の立ち上げ** 【新規】

第2章 現状と課題

2 課題と要因

(1) 課題（週1回以上運動・スポーツを行っている方の割合）

足立区 全体	足立区 障がい者	全国 障がい者	東京都 障がい者
35.2%	23.6%	30.9%	35.2%
⇄ 11.6ポイント低い		⇄ 7.3ポイント低い	

障がい者向けのアンケートでは、週1回以上運動・スポーツをしている方の割合が足立区全体と比較して11.6ポイントも低い。また、全国の障がい者向けのアンケートと比較しても、足立区の障がい者の運動・スポーツの実施率は7.3ポイント低い。

(2) 要因（現在、運動・スポーツを行っていない理由）

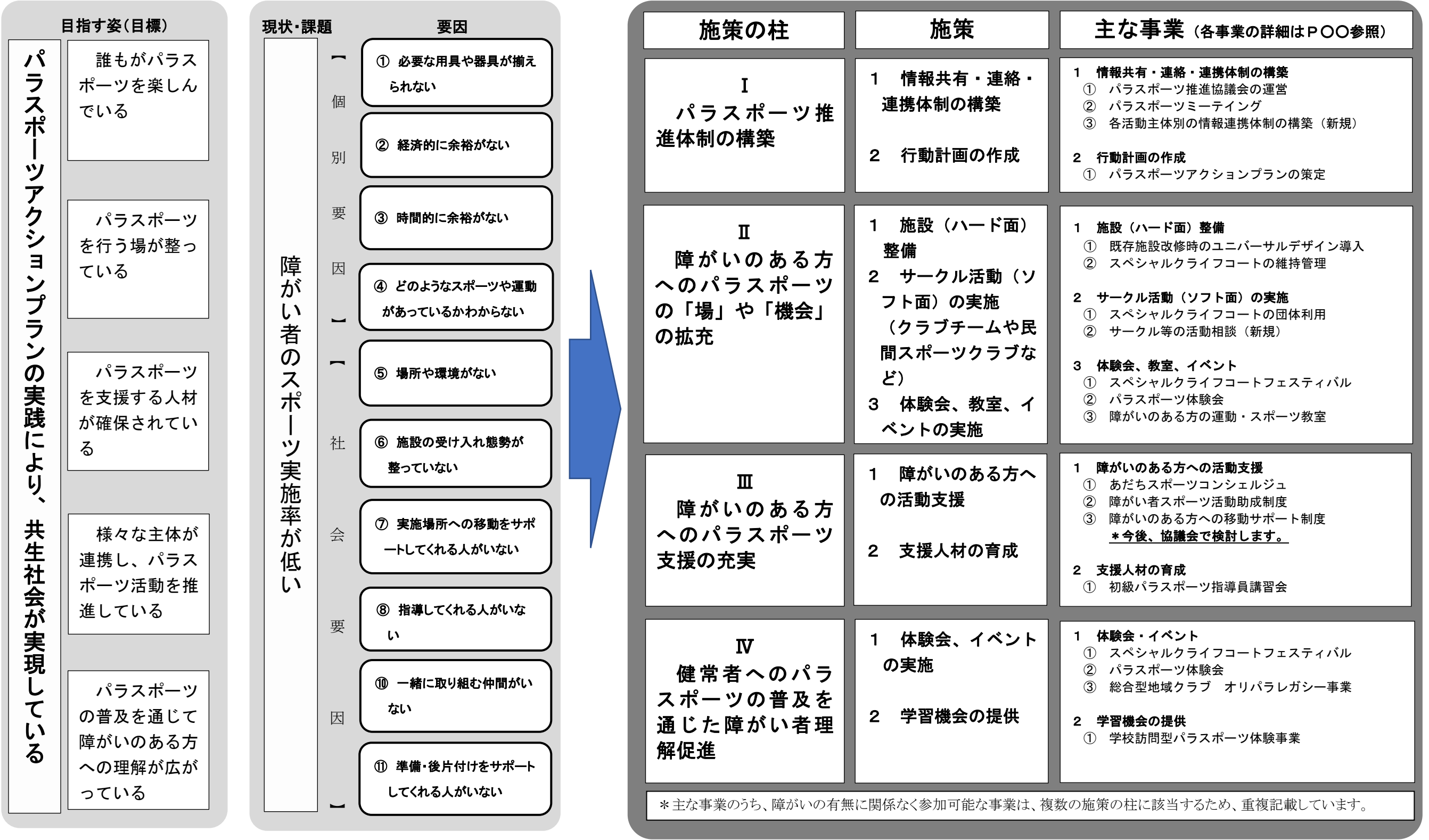
「足立区障がい福祉関連計画のためのアンケート調査（令和5年1月実施）」から抜粋（資料●参照）

アンケート内容	割合
運動やスポーツをしたいと思わない・好きではない	22.1%
体を動かすことが得意ではない	18.9%
経済的に余裕がない	14.4%
どのような運動やスポーツがあっているかわからない	14.1%
場所や環境がない	13.7%
一緒に取り組む仲間がいない	13.7%
時間的に余裕がない	10.5%
病気や障がいのため	6.2%
医師から止められている	5.3%
指導してくれる人がいない	5.3%
移動や準備・後片付けをサポートしてくれる人がいない	4.4%
施設の受入体制が整っていない	3.5%
必要な用品や器具がそろえられない	3.4%
その他	22.8%

運動・スポーツに関心があっても、何かしらの社会的障壁により実施できていない方が多い。

第3章 施策展開

1 施策体系



第3章 施策展開

2 各施策【第3回 協議事項】

【施策の柱Ⅰ】 パラスポーツ推進体制の構築

アクションプランの推進にあたっては、スポーツ関係団体等を中心として、学校、民間団体・事業者等が当事者意識をもって各々の役割を担うことで、協働・協創による取組みを進めていく必要があります。

1 情報共有・連絡・連携体制の構築 ★重要施策★

様々な立場の人が知見や意見を共有し、施策に反映する必要があります。また課題解決に向けて地域の各主体が連携し、パラスポーツの普及施策を実践することが共生社会の実現には必要不可欠であり、その体制を構築することが重要です。

主な事業

- ア パラスポーツ推進協議会の運営
- イ パラスポーツミーティング
- ウ 各活動主体別の情報連絡体制の構築（新規）

2 行動計画の作成

今後さらにパラスポーツを普及するためには、機会の提供や活動支援等の施策を体系化し、継続的かつ効果的に実施していく必要があります。策定した計画は、その進捗を管理するとともに、定期的に見直します。

主な事業

- ア パラスポーツアクションプランの策定

第3章 施策展開

【施策の柱Ⅱ】障がいのある方へのパラスポーツの「場」や「機会」の拡充

障がいのある方が運動・スポーツを行うためには、利用に適した設備と継続的に活動するためのサークルや教室が必要です。

また、障がいのある方に運動・スポーツの楽しさに「気づく」きっかけとなる機会を提供し、運動・スポーツの継続的な活動につなげる必要があります。

1 施設（ハード面）の整備

障がいのある方が安心・安全に活動できるように、既存施設の整備を推進します。具体的には、段差解消、使いやすいトイレやロッカールームの整備、案内番等の表示サインの変更、音声案内、駐車スペースの確保など、どなたでも利用できる施設を目指していきます。

主な事業

- ア 既存施設へのユニバーサルデザイン導入（改修時もしくは随時）
- イ スペシャルクライフコートの維持管理

2 サークル活動（ソフト面）の実施 ★重点施策★

障がいのある方の運動・スポーツ実施率が低い要因の一つとして、共に楽しむ仲間を見つけるのが困難であるという点が挙げられます。

区内の障がいに理解のあるサークル等の実態を把握し、多くの障がいのある方が身近な場所のサークル活動に参加できるようにします。

主な事業

- ア スペシャルクライフコートの団体利用
- イ サークル等の活動相談（新規）
- ウ 障がいに理解のあるサークル等の区ホームページの紹介（新規）

3 体験会、教室、イベントの実施

障がいのある方が運動・スポーツの楽しさに気づき、継続的な活動のきっかけとなる機会を提供します。障がいの種類や程度に関わらず、安心して参加できる運動・スポーツの体験会や教室を実施します。

主な事業

- ア スペシャルクライフコートフェスティバル
- イ パラスポーツ体験会
- ウ 障がいのある方の運動・スポーツ教室

第3章 施策展開

【施策の柱Ⅲ】障がいのある方へのパラスポーツ支援の充実

障がいのある方のスポーツ実施率が低い要因として、必要な支援が得られないことが挙げられています。障がいのある方が、やりたい運動・スポーツをあきらめることがないように、支援体制を充実させていきます。

障がいのある方を支える活動の輪が広がることは、共生社会の実現に近づくものといえます。

1 障がいのある方への活動支援

障がいのある方の運動・スポーツ活動の開始や継続に必要な支援を行います。

障害者総合支援法に基づく移動サポートに関する制度はありますが、利用時間に制限があるため、運動・スポーツ活動の実施のために移動サポートが必要な方に対する支援制度を検討します。

主な事業

- ア あだちスポーツコンシェルジュ
- イ 障がい者スポーツ活動助成制度
- ウ 障がいのある方への移動サポート制度（協議会で検討）

2 支援人材の育成

障がいのある方に運動・スポーツの楽しさを伝えるために必要な基礎知識や技術を習得できる講習会を開催します。講習受講者は、地域で障がいのある方の運動・スポーツを支える人材として活動します。また、各体験会やイベント等でパラスポーツの指導を行い、指導スキルの向上を図ります。

主な事業

- ア 初級パラスポーツ指導員養成講習会

第3章 施策展開

【施策の柱Ⅳ】 健常者へのパラスポーツの普及を通じた障がい者理解促進

パラスポーツは、一般のスポーツをベースに障がいの種類や程度に応じてルール等を工夫されたスポーツであり、障がいのある人のために考案されたスポーツです。パラスポーツを多様な人が一緒に楽しむことで、健常者への障がい者理解を深める効果が期待されます。

1 体験会、イベントの実施

障がいの有無に関わらず一緒に楽しめるパラスポーツに触れる機会を提供します。より多くの方に、様々なパラスポーツを知ってもらうために、年間を通じて気軽に参加できる体験会やイベント等を実施します。

主な事業

- ア スペシャルクライフコートフェスティバル
- イ パラスポーツ体験会
- ウ 総合型地域クラブ オリパラレガシー事業

2 学習機会の提供

パラスポーツを通じて、障がいのある方の立場や日常生活の障壁について知る機会を作ります。特に児童が将来の共生社会実現の担い手となっていくことを目指して、学習機会を提供します。

主な事業

- ア 学校訪問型パラスポーツ体験事業

3 章 施策展開

3 各事業詳細 【協議事項】

イメージ

事業名	スペシャルライフコートフェスティバル	
活動目標	障がいのある方の来場者数	
成果指標	R 6 年度（現在）：約 1 0 0 人 R 7 年度 中間目標：1 2 0 人 R 8 年度 最終目標：1 5 0 人	
該当する 柱・施策	柱Ⅱ－施策 2 柱Ⅰ－施策 1 柱Ⅳ－施策 1	
取組みの 概要	障がいのある方が運動・スポーツの楽しさに気づく機会を提供し、障がいのある方の運動・スポーツの継続的な活動につなげます。 本事業は障がいの有無に関わらず参加することができ、パラスポーツの普及を通じた共生社会の実現にも寄与します。	
取組主体 と役割	区	運動・スポーツの機会を提供する パラスポーツの普及をする
	民間スポーツ事業者	イベントの運営をする
	学校	保護者に情報発信をする
	福祉事業者	家族へ情報発信をする。取り組んで感じたことを各主体へ伝達する
	障がい者団体	会員へ情報発信をする。取り組んで感じたことを各主体に伝達する

次回の協議事項です

そのほかの各事業詳細は
順次作成します。

第4章 資料編

1 関係法令

(1) スポーツ基本法

(前文抜粋)

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、すべての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

(基本理念)

第二条第5項 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

(2) 障害者基本法

(地域社会における共生等) 抜粋

第三条 全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、～社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(国民の理解)

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

第4章 資料編

2 関連する国等の動向

(1) スポーツ基本法の制定（平成23年）

「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」で始まる我が国のスポーツの推進のための基本的な法律として平成23年に制定されました。

「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であることを示し、基本理念の中で「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と明記するなど、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性が示されています。

(2) 第3期スポーツ基本計画（令和4年）

令和4年に、スポーツ基本法に基づきスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針として「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。

同計画では、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、「スポーツをつくる／はぐくむ」「あつまり、スポーツをともにを行い、つながりを感じる」「スポーツに誰もがアクセスできる」という3つの新たな視点が必要になると考え、特に重点的に取り組むべき施策として「東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の促進」を掲げています。

(3) 東京都スポーツ推進総合計画（平成30年）

東京都は「東京都スポーツ推進計画（平成25年3月策定）」及び「東京都障害者スポーツ振興計画（平成24年3月策定）」を見直し、スポーツを通じて東京の未来を創造していくための計画として、平成30年3月に「東京都スポーツ推進総合計画」を策定しました。同計画は「スポーツの力で東京の未来を創る」を基本理念に掲げ、都民の誰もが、スポーツを心から楽しんでいることを基本とし、スポーツが諸課題の解決にも大きく貢献している「スポーツ都市東京」の実現を目指すこととしています。その実現のため、スポーツを通じた「健康長寿の達成」「共生社会の実現」「地域・経済の活性化」を具体的な政策目標として掲げ、達成に向けて取り組んでいます。

第4章 資料編

(4) 国際スポーツ大会の東京開催（令和7年）

令和7年（2025年）に「東京2025世界陸上競技選手権大会」、「第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025」の開催が決定しました。

世界陸上競技大会は陸上競技におけるオリンピックに並ぶ世界最高峰の大会で、東京が開催地に認定されるのは34年ぶり、日本開催は通算3回目になります。国立競技場をメインに49種目（男子24種目、女子24種目、男女混合1種目）が実施される予定で、みるスポーツとして東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承することが期待されています。

デフリンピックは、ろう者（英語でデフ「耳が聞こえない」という意味）による国際スポーツ大会で、日本で初めて開催され、足立区では東京武道館にて柔道、空手の2種目が開催されます。大会ビジョンとして「デフスポーツの魅力や価値を伝え、人々や社会と繋ぐ」、「世界に、そして未来につながる大会へ」「誰もが個性を活かし力を発揮できる共生社会の実現」を掲げています。この大会を契機に、障がいのあるなしに関わらず共にスポーツを楽しめる共生社会への貢献が期待されています。

3 区のスポーツ施設

次回以降まとめます

4 アクションプラン策定の経緯

次回以降まとめます

5 アクションプラン策定に向けての調査事項

次回以降まとめます

6 用語解説

次回以降まとめます

第 2 回足立区パラスポーツ推進協議会 委員発言まとめ

発言者	要旨
スポーツ推進委員	ア いろいろな競技を理解して、体験会を実施したい。 イ 現状やっているイベントの拡充を図りたい。 ウ 推進委員全員が初級パラスポーツ指導員資格を取ることを目指したい。
総合型地域クラブ	ア 勉強しながら、障がい者と一緒に活動したい。 イ 連携を取りたい。スキルを上げたい。 ウ 総合型地域クラブで何ができるのか協議会で知りたい。
学校	ア 学園祭がある。皆様に来てもらえるようにしたい。 イ 地域のスポーツクラブと学校と連携ができればよい。
民間スポーツ事業者	ア 障がい者がスポーツできる場の提供したい。 イ 指導者の育成をしたい。 ウ 重度の人が取り組めるスポーツを進めたい。
福祉事業者	ア 地域移行への体制整備が進められている。障がい者理解がなにより重要である。
障がい当事者	ア アクセスのしやすさは重要である。 イ 身近な場所でスポーツができる場所があるとよい。